

令和6年塩尻市議会3月定例会

総務産業常任委員会会議録

○日 時 令和6年3月7日（木） 午前10時00分

○場 所 全員協議会室

○審査事項

議案第1号 塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例

議案第2号 塩尻市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

議案第3号 塩尻市監査委員条例の一部を改正する条例

議案第4号 塩尻市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

議案第5号 塩尻市基金条例の一部を改正する等の条例

議案第6号 塩尻市宗賀新農業構造改善事業自然環境活用施設条例を廃止する条例

議案第7号 塩尻市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

議案第8号 塩尻市営住宅管理条例等の一部を改正する条例

議案第9号 塩尻市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

議案第10号 塩尻市会計年度任用職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

議案第21号 財産の処分について

議案第22号 市道路線の認定について

○出席委員

委員長	小澤 彰一 君	副委員長	石井 勉 君
委員	古畑 秀夫 君	委員	小野 芳幸 君
委員	上條 元康 君	委員	青木 博文 君
委員	赤羽 誠治 君	委員	中野 重則 君
委員	中村 努 君		

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

別紙名簿のとおり

○議会事務局職員

事務局長 山崎 浩明 君 事務局次長 宮原 勝広 君

午前9時56分 開会

○委員長 おはようございます。ただいまから、3月定例会総務産業常任委員会を開会いたします。本日の委員会は、委員全員出席しております。

それでは、審査に入る前に理事者から挨拶があればお願いいたします。

理事者挨拶

○副市長 おはようございます。本日は大変お忙しい中、総務産業常任委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。御提案を申し上げます議案につきまして、よろしく御審査を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長 ありがとうございます。それでは、本日の日程を申し上げます。当委員会に付託された議案は、別紙委員会付託案件表のとおりです。日程そのほかについて、副委員長から説明いたします。

○副委員長 おはようございます。本日は議案の審査を行います。なお、委員会終了後、議会側案件による協議会を開催いたします。以上です。

○委員長 それでは、ただいまから議案の審査を行います。円滑な議事進行のため、委員長の指名を受けた者のみの発言とし、簡潔明瞭な説明、一問一答方式による質問、答弁を心がけていただくよう御協力をお願いいたします。また、発言は必ずマイクを通していただきますようお願いいたします。

議案第1号 塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例

○委員長 それでは、議案第1号塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例について議題といたします。説明を求めます。

○建築住宅課長 議案第1号塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例について説明いたします。議案関係資料1ページを御覧ください。

まず提案理由ですが、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律が令和6年4月1日から施行されることに伴い、必要な改正をするものです。

概要につきましては、引用している法律の題名を改めるものです。現行の法律は建築物分野におけるエネルギー消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物のエネルギー消費性能の向上を図ることを目的としております。今回、法目的に建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置促進を追加し、法律の題名が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に改められたことによるものです。

条例の新旧対照表につきましては、2ページのとおりです。第2条第2項及び別表5の種類欄で引用している法律の題名につきまして、右欄現行の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律を、左欄改正案の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に、それぞれ改めるものです。

なお、この条例につきましては、令和6年4月1日から施行するものです。私からの説明は以上です。

○委員長 質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○中村努委員 この法律に基づく条例ですけれど、これによって何かいいことがあるのでしょうか。

○建築住宅課長 恐らくこれはメリットだと思いますが、この認定を受けていただきますと、実生活の面では光熱費が削減できるような家が建つと。また、それに伴い節電がしやすくなる、あるいは災害に強い家ができるということになります。また、制度的に得られるメリットといたしましては、このような施設を造ることによりまして、税制の優遇あるいは融資の面で優遇されるというようなことがあります。

○中村努委員 今まで税制上の優遇とかがあったのは、先ほど言った再生可能エネルギーのほうは特に対象でなかった部分が、それも対象になるという理解ですか。

○建築住宅課長 今までは含まれていなかったのですが、今回これをやることによって、低炭素の関係で含まれるということになります。

○中村努委員 確認ですが、今までそういった建物の対象になったのは省エネルギーの建物という理解が、再生可能エネルギーまで広がったという理解でいいですか。

○建築住宅課長 おっしゃるとおりです。今回目的として、再生可能エネルギーの利用設備の設置の促進ということが盛り込まれましたので、おっしゃるとおりです。

○委員長 よろしいですか。

○中村努委員 対象になる再生可能エネルギーというのは、具体的に、例えばどんなものがあるか例示してください。

○建築住宅課長 一番ポピュラーなものとしたしましては、太陽光発電です。そのほかに、太陽熱を利用しました給湯設備あるいは暖房といったようなものがあります。

○中村努委員 分かりました。

○委員長 ほかにありますか。よろしいですか。

ないので、質疑を終了します。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第1号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第1号塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第2号 塩尻市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

○委員長 次に、議案第2号塩尻市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

○危機管理課長 それでは、私のほうからは議案第2号塩尻市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を御説明させていただきます。議案関係資料4ページを御覧ください。

1の提案理由ですけれども、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が令和6年4月1日から施行されることに伴い、必要な改正をするものです。

2の概要につきましては、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額を引き上げるものです。

新旧対照表ですけれども、5ページを御覧ください。補償基礎額について、第5条第2項第2号、消防作業従事者等が作業中に死亡または障害等を負った場合の補償基礎額を8,900円から9,100円に増額するものです。

次に、6ページの別表、補償基礎額表をお願いいたします。階級及び勤務年数によりそれぞれ規定がされておりますけれども、階級が団長及び副団長で勤務年数10年未満の場合1万2,440円を1万2,500円に、勤務年数10年以上20年未満の場合1万3,320円を1万3,350円に、次の階級、分団長及び副分団長で勤務年数10年未満の場合1万670円を1万800円に、勤務年数10年以上20年未満の場合1万1,550円を1万1,650円に、勤務年数20年以上の場合1万2,440円を1万2,500円に、次の階級、部長、班長及び団員で勤務年数10年未満の場合8,900円を9,100円に、勤務年数10年以上20年未満の場合9,790円を9,950円に、勤務年数20年以上の場合1万670円を1万800円にそれぞれ増額するというものです。

4ページ、条例の施行ですけれども、令和6年4月1日から施行するものです。以上です。よろしく願いいたします。

○委員長 質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。よろしいですか。

ないので、質疑を終了します。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第2号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第2号塩尻市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第3号 塩尻市監査委員条例の一部を改正する条例

○委員長 次に、議案第3号塩尻市監査委員条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

○監査委員事務局長 それでは、議案第3号塩尻市監査委員条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案関係資料は7、8ページとなりますので御覧ください。このたびの条例改正につきましては、地方自治法の一部を改正する法律が令和6年4月1日から施行されることに伴い、必要な改正をするものです。

新旧対照表は、議案関係資料の8ページになります。概要ですが、地方自治法で規定する職員の賠償責任に関し、地方公共団体の長による監査の請求について、引用している法律の条項第243条の2の2第3項を第243条の2の8第3項に改めるもので、令和6年4月1日から施行するものです。説明は以上です。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長 質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。よろしいですか。

ないので、質疑を終了します。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第3号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第3号塩尻市監査委員条例の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第4号 塩尻市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

○委員長 次に、議案第4号塩尻市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

○下水道課長 議案第4号塩尻市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について御説明いたします。議案関係資料9ページをお願いします。

提案理由ですが、農業集落排水事業のうち小曾部地区を本年度末に公共下水道へ統合させることに伴い、関係する3件の条例について必要な改正をするものです。

概要ですが、1点目は下水道事業の経営の規模を変更するもの、2点目は農業集落排水事業小曾部地区に係る規定を削るものです。

10ページの塩尻市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表を御覧ください。第4条第3項の各号において経営の規模を定めており、第2号で農業集落排水事業の小曾部地区分の計画人口と計画1日最大処理量を減らし、第1号におきまして、統合先の公共下水道の計画人口と計画1日最大処理量を増やしております。農業集落排水事業の計画処理人口と計画1日最大処理量の減少分に比べまして公共下水道分の増加分が少ない理由につきましては、農業集落排水事業におきましては事業着手の計画値を減らしたのに対しまして、公共下水道では現況人口に基づく計画値を用いているためであります。

第8条につきましては、議案第3号と同様に、地方自治法の改正に伴う条ずれの改正であり、条文の内容に変更はありません。

続いて、11ページの別表第3は、農集排岩垂、本洗馬、小曾部地区の下水道への統合が完了するため、農集排の計画処理区域から大字洗馬を削除します。

続いて、12ページの塩尻市農業集落排水事業分担金徴収条例新旧対照表、続いて、13ページの塩尻市農業集落排水施設条例新旧対照表を御覧ください。それぞれの条例において、下水道へ統合する小曾部地区に関する内容を削除しております。

なお、条例につきましては、令和6年4月1日から施行するものです。私からの説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長 質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○古畑秀夫委員 小曾部地区の公共下水統合ということですが、あの建物はどんな形で残して、どんな機能は残すのかどうか、その辺の説明をお願いします。

○下水道課長 小曾部浄化センターにつきましては、令和6年度におきまして、中にあります機械電気設備の撤去を行いまして、緊急用の防災倉庫として利用する予定であります。

○古畑秀夫委員 緊急用の倉庫としてということで、その倉庫へはどんなものを入れて、どんなふうにするわけでしょうか。

○下水道課長 下水道で災害等が起きたときに用いる土のうやポンプ、あと可搬式の発電機等を収める予定となっております。

○古畑秀夫委員 もう1つ確認ですが、公共下水へつなげても、いわゆる下水道料金の変更というのは、今までどおりで変わらないということでしょうか。

○下水道課長 既に公共下水道、農集排ともに、同じ統一された料金体系となっておりますので、変更はありません。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○中村努委員 分担金の関係ですけれど、これは公共下水になることによって負担金に変わると理解するのですが、新しくこの地域で公共ですができるというのは考えづらいのですが、仮になった場合、非常に負担が重たくなるような気がするのですが、その辺の何か考えがあったらお願いしたいと思います。

○下水道課長 現在、農集排の小曾部地区におきましては、分担金として加入時に1戸当たり53万円を徴収してまいりました。4月以降につきましては公共下水道になりますので、このエリアにつきましては、1平米当たり750円の金額に宅地の面積を掛けたものとなります。経済比較をした場合、おおむね706平米よりも少なければ、新しい公共下水道の算定方式のほうが割安になる形となります。

○委員長 ほかにありますか。よろしいですか。

ないので、質疑を終了します。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第4号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第4号塩尻市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第5号 塩尻市基金条例の一部を改正する等の条例

○委員長 次に、議案第5号塩尻市基金条例の一部を改正する等の条例についてを議題といたします。説明を求めます。

○財政課長 それでは、議案第5号塩尻市基金条例の一部を改正する等の条例について御説明申し上げます。議案関係資料14ページをお願いいたします。

まず、提案理由ですが、公共施設等整備基金を新たに設置することなどに伴い、必要な改正をするものとなります。

2の概要になります。(1)ですが、教育文化施設整備基金、道路施設整備基金、市営住宅整備基金及び土地開発基金を廃止し、新たに公共施設等整備基金を設けるもの。(2)ですが、緑のまちづくり基金、ふるさと・水と土保全基金及びふるさと振興基金を廃止するもの。(3)スポーツ夢基金をスポーツ芸術文化夢基金に改めるもの。(4)塩尻市土地開発基金条例を廃止するものとなります。

本条例改正の背景を2点、先に申し上げさせていただきます。まず1点目ですけれども、今後の公共施設等の老朽化に対応した施設の更新または改修等に備えるための財源の確保と併せ、近年において活用がない基金を整理させていただき、財政運営全般における財源の有効活用を進めるものとなります。

2点目につきましては、青少年がスポーツの全国大会等に出場する際に激励金を交付する事業を行っておりますけれども、同じく青少年が芸術文化の分野で全国大会等に出場する際においても激励金を交付する事業を新設することに伴うものとなります。

改正の内容につきまして説明をさせていただきますので、15ページからになりますが、新旧対照表を御覧ください。概要で申し上げました基金の廃止と併せて、新たに設置いたします公共施設等整備基金につきましては、その目的及び使途を公共施設等の長寿化、統廃合、除却等に関する事業の推進並びに公共施設等の計画的な更新及び活用に必要な費用の財源に充てるとするものとなります。

なお、新設する公共施設等整備基金につきましては、現行の基金の目的が公共施設等の整備に関する基金であります教育文化施設整備基金、道路施設整備基金、市営住宅整備基金及び土地開発基金を統合する趣旨で設置するものとなります。また、それぞれの基金残高の合計額をもちまして本定例会へ提案いたしました補正予算(案)で積立てを行うこととしております。

また、廃止する基金のうち、近年活用のない緑のまちづくり基金、ふるさと・水と土保全基金及びふるさと振興基金については、それぞれの基金残高を令和5年度の対象事業に充当することといたしまして、基金を廃止するものとなります。

簡単に、今回廃止する3つの基金につきまして御説明させていただきますと、まず緑のまちづくり基金につきましては、昭和58年に設置させていただいたものでありまして、寄附金を受けて設置いたしまして、これまで小坂田の公園関連事業などに活用をしております。ふるさと・水と土保全基金につきましては、設置が平成5年になりまして、国の農林水産省事業で都道府県が基金を設置した流れを受けまして設置をいたしましたが、創設以来これまで本市では活用がないといった状況です。もう1つ、ふるさと振興基金につきましては、平成17年、旧檜川村との合併に伴いましてふるさと檜川振興基金を継承したものとなります。これまでも檜川地区の振興事業の財源に活用をしておりますといった経過があります。

もう1つ、16ページ、新旧対照表の下段になりますけれども、目的及び使途をスポーツを通じて市民の夢と誇りを育むためとして、人材の育成とスポーツ振興の財源に充てるとしてありますスポーツ夢基金につきましては、名称、目的及び使途に芸術文化を加えまして、スポーツと芸術文化双方の振興に必要な財源に充てるものとする

ものとなります。

14 ページ、4の条例の施行等になりますが、公布の日から施行するものとなります。説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長 質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○小野芳幸委員 概要の(3)のスポーツ夢基金を改めるというのがあります。これは題目のとおりスポーツが対象になると分かるのですが、私も勉強不足で申し訳ないのですが、英語だとかそういった文化的な、特に中学校、高校生でいろいろ弁論大会みたいなものがよくあるのですが、そういったものはこれの対象になるのでしょうか。

○財政課長 この夢基金を使った事業を担当します担当課長のほうから御説明申し上げます。

○社会教育スポーツ課長 今来ただけで、質問を聞き取れておりませんでしたので、申し訳ありません。

○委員長 内容について説明してあげてください。

○社会教育スポーツ課長 大変失礼いたしました。弁論大会等につきましては、スピーチコンテストであるとか日本語、英語等様々な弁論大会があります。どのような団体が主催をして、どのような開催方法を取るのか、また予選会があるのか等を踏まえまして、細かく規則を定めて交付できる要件等を定めていく予定です。

○小野芳幸委員 どうもありがとうございました。今御説明があったとおりで、種類が本当にいろいろあって、その弁論大会自身がどういった趣旨で、どういった育成方法、生徒たちの能力を高めるとか、コミュニケーション力を高めるとか、非常にいろいろありまして、一番迷ったのが、これは現場からで、どこにこういったものを申し込んで対象になるかというようなことが分かりづらいと言われております。それで、特にこれは教育委員会のほうに言っているのか、市のほうに言っているのかということがあって、まず学校の先生に言っても、先生自身もこの弁論大会の種類のことについて明るくない先生がいっぱいいるものですから、どうしたらいいか。何かここら辺の相談窓口みたいなもの、先生にまず言うのが最初なのか、先生から教育委員会か市に行くのか、そこら辺を今までの経験でどうしたものかなということなのですが、御質問させてもらってよろしいですか。

○社会教育スポーツ課長 確かに様々な大会、全国大会等が開催されておりますので、一義的には、やはり学校教育の延長で行うものであれば、先生ないし教育委員会のほうに御相談いただければと思いますし、個人的な参加であれば、保護者の方が申込みをしてというような形が最善かと思います。いずれにしても、私どもも全ての大会を理解しているわけではありませんので、ケース・バイ・ケースで丁寧に相談に乗っていきたいと考えております。

○小野芳幸委員 ありがとうございました。あともう1つ、これは地域性の問題で、行政のはざまにあるということで、例えばこの対象になる弁論会、個人なものですから1人になるのです。両小野中学の場合なのですが、組合立なものですから、対象になるのは塩尻市在住者で、辰野町の在住者の場合は、基本的にこれの対象にならないという理解で今までののですが、よろしいですか。

○社会教育スポーツ課長 塩尻市民の青少年を対象といたしておりますので、そのような理解をお願いいたします。

○小野芳幸委員 どうもありがとうございました。

○委員長 関連してありますか。

○中村努委員 スポーツ夢基金の時代からそうだと思いますが、これはどういった経費に充当できる基金か、お願いします。

○社会教育スポーツ課長 塩尻市としては、あくまで激励金として交付をいたしますので、旅費であるとか大会参加費等、保護者の方に一任をしているものです。

○中村努委員 現在でも、規約でどういった大会には出るというように、具体的に細かく決めていらっしゃるのですか。

○社会教育スポーツ課長 今回定めます芸術文化に関しましては、現在の想定では、吹奏楽だとか合唱の県予選を踏まえた各上位大会、また、高等学校で行きますと、全国高等学校総合文化祭というものがありますので、そちらの予選会を経て出場する全国大会等を想定しております。

○中村努委員 この基金の使途は特に決まっていないとすると、スポーツ関係だと大会に参加する経費というのは想像しやすいのですが、文化系となると、それに出場するために道具を買うとか、そのようなことまで話は広がってきってしまうと思うのですが、どのような経費に充てられるのかというのは決めておいたほうが、せっかく期待していたのに全然対象にならなかったというのがっかりする方もいらっしゃるのでは、その辺ははっきりさせておいたほうが私はいいと思いますが、いかがでしょうか。

○社会教育スポーツ課長 交付できる要件であるとか、交付する金額等を要項で定めまして告示をする予定でありますし、経費的な部分に関しましては、例えば大会会場県まで出向く場合は当然旅費がかかってまいります、例えば書道であるとか美術であるとか、作品を送って終わってしまうものもありますので、そういったものも想定する中で、細かな部分をしっかり決めていきたいと考えております。

○委員長 いいですか。ほかに関連してありますか。

私から1点。対象となる児童生徒というのは、市民という限定をつけたとさっき御説明がありましたけれども、市外の学校に通っている子どもについては、この対象にならないということですか。

○社会教育スポーツ課長 市外の学校に通われている塩尻市民の方も対象とさせていただきたいと考えております。

○委員長 例えば、最近で言えば、巨人軍の女子の硬式野球のチームに入った上條さんなどは岐阜県の高校に通われています。こういう方も対象になるという意味なのでしょうか。

○社会教育スポーツ課長 現在のスポーツの激励金で行きますと、大学生であるとか、塩尻市に住所を残しながら県外に出られた方も該当としておりますので、芸術文化に関しましても同じような扱いと考えていきたいと考えております。

○委員長 もう1件、スポーツと部活動というのは比較的リンクしやすいです。特殊なスポーツもあり、地域のスポーツクラブに入っていて出るということもありますが、芸術文化の場合には、学校の部活動とリンクしない可能性があるのでは、先ほども質問がありましたけれども、学校教育との関係というのはどういうふうになるのでしょうか。

○社会教育スポーツ課長 確かに芸術文化は幅が広い部分がありますので、学校とリンクしない部分があるのは承知しておりますので、市の制度として、上位大会に出る場合に激励金が出ますということを周知させていただく中で、相談を受ける中でしっかりと対応してまいりたいと考えております。

○委員長 もう1件お願いします。例えばビブリオバトルだとか、あるいは先ほど話があった英語のスピーチコンテストだとか、あるいは英語検定だとか、様々な学習指導要領に載らない学校外のものがあります。こういう場合に、学校の教師というのはどういう指導的な立場に立つのでしょうか。

○社会教育スポーツ課長 難しいところだと思います。学校の活動で上位大会へ行く場合につきましては出席扱いの遠征になるかと思うのですが、個人的な習い事で行く場合は、学校はお休みの対応になるかと思うので、そこら辺をしっかりと私どもとしても整理をしながら、かつ出場されるお子さんが将来にわたって活躍できるように応援する意味を持って支援をしてまいりたいと考えます。

○委員長 学校の教師のまず負担があるということと、それから指導形態が非常に不明確なので、当人やあるいは保護者の方や、あるいは周辺の仲間たちがやはり負担になると。そこら辺のところをきちんと整理をしてやっていただきたいと思います。今までビブリオバトルだとか、そういうものについては、何か市長の表敬訪問などもあったと聞いておりますけれども、今まではどういう対応で芸術文化に関することはやっていらっしゃったのか伺いたいと思います。

○社会教育スポーツ課長 これまでは激励金制度がありませんので、表敬のみのことが多々ありました。

○委員長 ほかにありますか。よろしいですか。

ないので、質疑を終了します。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第5号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第5号塩尻市基金条例の一部を改正する等の条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

若干担当の課との調整がありますので、ここで10分ほど休憩を取りたいと思います。

午前10時33分 休憩

午前10時40分 再開

○委員長 申しあげました予定よりも少し早いのですが、全員おそろいのようなので始めたいと思います。再開したいと思います。

議案第6号 塩尻市宗賀新農業構造改善事業自然環境活用施設条例を廃止する条例

○委員長 次に、第6号塩尻市宗賀新農業構造改善事業自然環境活用施設条例を廃止する条例について議題といたします。説明を求めます。

○農林課長 それでは、議案関係資料の17ページをお願いいたします。

まず、1の提案理由ですが、野営場等林間休養施設の廃止に伴いまして、施設条例を廃止するものです。

2の条例の施行等ですが、令和6年4月1日から施行するものです。補足説明させていただきますと、本案件につきましては、2月8日に開催いたしました議員全員協議会で協議をお願いいたしまして、了承いただきました案件です。今後の対応につきましては、本定例会に施設撤去費を含む当初予算案を上程しておりまして、お認めいただければ、本年末までに撤去を行い、その後、土地賃貸借契約を解約する予定となっております。私からの説明は以上となります。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長 質疑を行います。委員の皆さんから、質問はありますか。よろしいですか。

ないので、質疑を終了します。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第6号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第6号塩尻市宗賀新農業構造改善事業自然環境活用施設条例を廃止する条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第7号 塩尻市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

○委員長 次に、議案第7号塩尻市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

○都市計画課長 それでは、議案関係資料18ページをお願いいたします。

提案理由ですが、昨年12月20日に開催いたしました都市計画審議会で既に承認され、4月1日付で決定告示を予定しております柿沢地区の地区計画につきまして、新たに本条例の適用区域に加えるため、必要な改正をするものです。

概要ですが、19ページにお示しいたします柿沢地区整備計画区域内におきまして、建築物の用途、構造及び敷地に関する制限について定めるものです。具体的には、建築基準法に基づきまして、建築物等の制限をこの条例に定めることで、建築確認の際の確認事項とするものです。本地区では、地区整備計画区域を沿道地区と住環境保全地区の2つに区分して、制限の内容等を定めています。沿道地区は、国道153号、旧国道20号に面しているエリアでして、幹線道路沿線の利便性を生かしまして、駐車場を有する店舗や公共系施設などの生活利便施設の立地を誘導することとして、制限の内容を定めています。住環境保全地区は、集落地のエリアを基本として、通過交通を誘導するような施設は建築を不可とし、街道沿いの落ち着いた町並みを維持形成していくこととして、制限の内容を定めています。

20ページの新旧対照表をお願いいたします。別表1に、20番目の地区としまして、柿沢地区整備計画区域を新たに追加するものであります。下段の別表2として、柿沢地区整備計画区域の制限の内容について追加しております。

資料21ページを御覧ください。基本的な事項としまして、沿道地区につきましては、用途地域であります第一

種中高層住居専用地域をベースとして、住環境保全地区につきましては、田園住居地域をベースとして定めております。

21 ページから 27 ページの（１）につきましては、建築物の用途について定めております。（ア）から（ク）としまして、両地区とも地域のコミュニティーの維持を目的としているため、転入転出が多いアパート等の共同住宅については建築の制限をかけ、一戸建て住宅に限定をしております。また、住環境保全地区につきましては、日常生活に最低限必要な小規模店舗として、床面積 150 平米までの日用品販売店等を、沿道地区につきましては、250 平米までの店舗を建築可能としております。それに加えて、沿道地区におきましては、飲食店や銀行などのサービス施設も、床面積 250 平方メートルまでの店舗であれば建築可能としております。なお、住環境保全地区内においても、市内で生産された農産物、こちらを原料とした飲食店や農産物直売所であれば、200 平米以下の店舗は建築可能としているところです。その他の公共施設、工場、倉庫等につきましては、それぞれ県の市街化調整区域の許可基準に従いまして、建築面積の上限を定め、建築可能としております。

27 ページ下段をお願いいたします。（２）容積率の最高限度、次ページの（３）建ぺい率の最高限度、こちらにつきましては、田園住居地域と同様の基準としているところです。

その下の（４）敷地面積の最低限度につきましては、300 平方メートルとしております。これは長野県の市街化調整区域の開発許可基準に準じているところです。

その下の（５）壁面位置の制限、次ページの下段、（６）建築物の高さ制限につきましては、こちらも田園住居地域と同様の基準としているところです。

30 ページを御覧ください。（７）建築物の形態または意匠の制限につきましては、屋根の形状につきまして、30 センチ以上の軒の出を有する勾配屋根とすることで、良好な居住環境の確保や町並みのそろった景観の形成を促進していくこととしております。

以上、制限の内容等について御説明いたしました。この条例の施行につきましては、地区計画の都市計画決定告示日であります令和 6 年 4 月 1 日から施行するものです。説明は以上となります。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長 質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○中村努委員 地区計画については、今までいろいろあったのですけれども、今回のものは、そもそもこの地域にどんな不都合があって、この地区計画区域を適用区域に入れて、何を解決されようとしているのか、説明してください。

○都市計画課長 委員、御質問がありました目的等につきましては、柿沢地区が市街化調整区域ということにして、他の地区と同様に属人性、いわゆる農家分家ですとか、そういった方々の住宅が、基本的にはそれしか建てられなかったという状況です。そんな中で塩尻市としまして、調整区域においてこの地区計画を定めることによって、そちらを緩和していこうということを御説明申し上げましたところ、柿沢地区から、ぜひ取り組みたいという申出がありました。その中で、基礎調査等をする中で、やはり柿沢地区といたしましても、人口減少、地区内の人口が減ってしまって、コミュニティーの維持が大変ですとか、役員のなり手がいないというような課題が上がってまいりました。そちらを、この土地利用という観点から、この地区計画を使って、俗に言う属人性がない方、どなたでも、こちらの集落に移住してこられるというような形でできるように、今回この地区計画を定め

たものです。プラス、移住だけではなくて、やはり日常生活に必要な店舗等についても建築可能とするという形の中で、取組を進めてきたというところです。

○委員長 よろしいですか。

○中村努委員 この改正案を見ると、何か規制されることが、増えたように見えるのです。何かよくなったようにも見えないのだけれど。例えば、建築してはならない建築物等に集会所だとかゴミステーションだとか、生活に密着したようなものも書いてあるのですけれど、このさっき答弁にあった課題が解決されているような改正案というのは、どこを読むと出てくるのですか。

○都市計画課長 こちらの条例が、分かりにくくなっています。議案関係資料 20、21 ページを御覧いただきたいと思います。下段の別表 2 に、(1) 建築してはならない建築物等という規制があるのですけれども、そちら、隣の計画地区の区分のところを見ていただきますと、次に掲げる建築物以外の建築物という指定にしています。ですので、こちらに記載されているものは、おおむね建てられるというように御理解いただいたほうがよろしいかと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○中村努委員 たしか、床尾とか、ああいうところの地区計画では、前提として、何か開発をしたいという意向があることから始まっていたようなのですが、この地域というのは、そういう可能性というか、そういったようなものは、現実的にあるのですか。

○都市計画課長 柿沢地区の中で議論する中で、ここを開発したいという大きなエリアというのはありませんでした。ですが、やはり空き家ですとか空き地、あとは住宅間に挟まれている一つの農地ですとか、そういったところも今回の区域に含んでおりますので、大きなものはありませんが、個別の開発等については、この条件の中では可能となっております。

○委員長 いいですか。ほかにありますか。よろしいですか。

ないので、質疑を終了します。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第 7 号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第 7 号塩尻市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第 8 号 塩尻市営住宅管理条例等の一部を改正する条例

○委員長 次に、議案第 8 号塩尻市営住宅管理条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

○建築住宅課長 議案第 8 号塩尻市営住宅管理条例等の一部を改正する条例について説明いたします。議案関係

資料 31 ページを御覧ください。

本条例案は、公営住宅法の規定に基づく市営住宅及び公営住宅法によらない住宅等の入居の手続要件について、保証人及び連帯保証人に関する規定を削るものなどです。市営住宅の保証人につきましては、条例で、入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める保証人の連署をする請書を提出することと定めております。国では、平成 30 年 3 月の国土交通省通知において、身寄りのない単身高齢者の増加等を踏まえ、保証人の確保を公営住宅への入居に際しての前提とすることから転換すべきとの方針を示すとともに、公営住宅管理標準条例からも、保証人に関する規定が削除されております。長野県では、国からの通知や、他の都道府県の状況を踏まえ、入居の際の大きな障壁を取り除くことが、入居確保要配慮者への支援策として、適当と判断し、令和 5 年 1 月 1 日から連帯保証人要件を廃止し、連帯保証人に代わり、緊急連絡先の提出を求め、これまで連帯保証人になっていただいていた滞納家賃の納付指導や、緊急時の連絡先などの役割は、緊急連絡先の方をお願いいたします。本市といたしましても、国からの通知、県や県内他市の動向を踏まえ、公営住宅法の規定に基づく公営住宅及び公営住宅法によらない住宅等について、保証人及び連帯保証人の要件を削り、緊急連絡先の提出を求めてまいります。

1 改正の理由ですが、先ほど申しましたとおり、市営住宅等の入居に係る保証人及び連帯保証人の取扱いを見直すことに伴いまして、必要な改正をするものなどです。

改正の概要につきましては、保証人及び連帯保証人に関する規定を削るものということでありまして、その主な内容については、第 1 条といたしまして市営住宅、第 2 条として特定公共賃貸住宅、第 3 条として檜川地区定住促進住宅、第 4 条として雇用促進住宅、第 5 条として北小野地区若者定住促進住宅、それぞれの条例につきまして、請書、または契約書の保証人、または連帯保証人に関する規定を削るものなどです。

条例の新旧対照表につきましては 32 ページからです。御覧いただきたいと思います。32 ページ以降につきましては、右欄の現行条文に対しまして、左欄の改正案という形で説明をさせていただきます。

では、第 1 条の塩尻市営住宅管理条例をお願いいたします。第 5 条第 2 項第 8 号のイですが、入居者の資格を配偶者暴力防止等法から引用しておりますので、同法の改定に基づきまして、保護命令に関する制度の拡充が図られたことから、引用する条項を加えるものです。第 10 条第 1 項の次に「又は第 10 条の 2」を、おいての後ろに「これらの規定」を加えるものです。

33 ページを御覧ください。第 10 条第 1 項第 1 号につきましては、「入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める保証人の連署する」を削ります。同条第 3 項を削り、同条第 4 項中、第 2 項を前項に改め、第 4 項を第 3 項、第 5 項を第 4 項といたします。これは第 3 項を削ったことによる条ずれです。

第 16 条第 1 項及び第 44 条中、第 10 条第 5 項を第 10 条 4 項に改めます。第 65 条第 2 項中、第 10 条第 2 項から第 5 項、これを第 10 条第 2 項から第 4 項に改めるものです。以上、条ずれによるものです。

次に 36 ページ、第 2 条関係の塩尻市特定公共賃貸住宅条例についてお願いいたします。これにつきましても、第 10 条第 1 項第 1 号中、「入居決定者と同程度以上の所得を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人の連署する」を削るものです。

次に、37 ページを御覧ください。第 3 条関係で、塩尻市檜川地区定住促進住宅条例です。これも同じ形ですが、第 10 条第 1 項第 1 号中、「入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人の連署

する」を削るものです。

38 ページ、第4条関係です。塩尻市雇用促進住宅条例です。これも同様に、第10条第1項第1号中、「入居決定者と同程度以上の所得を有する者で、市長が適当と認める者の連署する」を削るものです。

次に39 ページ、第5条関係です。塩尻市北小野地区若者定住促進住宅条例ですが、これにつきましても同様ですが、第11条第1項第1号中、「入居決定者と同程度以上の所得を有する者で、市長が適当と認める者の連署する」を削るものです。

この条例につきましては、令和6年4月1日から施行するものです。また、経過措置といたしまして、各条項の規定につきましては、施行日以降の入居の手續に適用いたしまして、同日前の入居の手續については、なお、従前の例によることとさせていただくものです。私からの説明は以上です。よろしく御審査のほど、お願い申し上げます。

○委員長 質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○中村努委員 ずっと前から、こういった形にさせていただくようお願いしてあったので、ありがとうございます。現在、滞納などで債務を負っている連帯保証人というのは、その責任というのはどうなりますか。

○建築住宅課長 先ほど経過措置として申し上げましたけれども、令和6年4月1日以前に契約をされている方については、連帯保証人が連署されたもので契約をしているということになりますので、従前の例によりまして、従来どおりということをお願いをしてみたいです。

○中村努委員 そうすると、4月1日以降、新規に入居する方に適用されて、当然、それ以降に、連帯保証人がお亡くなりになるとか、辞退してしまうとか、そういうケースが出てくると思うのですけれど、そういった場合はどうなりますか。

○建築住宅課長 基本的には、従来どおりお願いしてくのですが、やはり公営住宅になりますと、いろいろな事情を抱えた方がいらっしゃるものですから、よく聞き取り、あるいはお話し合いをする中で、それぞれの方に応じた形を取っていくということで、今、検討しているところです。

○中村努委員 そういった責任というのは、法的にどうなのですか。債務を保証しているわけだから、消えるということはないと思うのだけれど、その辺、いかがですか。

○建築住宅課長 これにつきましては、前回の議会の際にも、お話をさせていただきましたけれども、現実的に、私ども、保証人の方に対しては強制的に取り立てということとはしておりませんで、その代わり、悪質な滞納者には裁判と申しますか、訴えを提起させていただいて、やらせていただくという形でやっておりますので、今後もそのような形で考えております。

○中村努委員 当然、入居者と契約者に対しては、そのとおりなのですけれど、要は保証人が4月からはいらなくなりますと、今まであった人は継続していますと。4月1日以降、いなくなってしまうと、そういった場合、新たに見つけなければいけないのか、もういらなくなるのかということです。

○建築住宅課長 見つけていただくということになります。

○委員長 保証人も継続されるということですね。

○中村努委員 そうすると、その方は、一応、法的には連帯債務を負うという理解ですか。

○建築住宅課長 おっしゃるとおりです。

○委員長 よろしいですか。

○中村努委員 私はいいです。

○赤羽誠治委員 市営住宅の管理条例と、それ以外の第2条、第3条関係があるのですが、この中で、市営住宅は請書になっていて、要するに入居の手续のところ、それ以外の住宅は契約書になっているのですが、その違いは何か教えてください。

○建築住宅課長 公営住宅法につきましては、参考になっているものが、先ほどの説明の中でも若干申し上げておりますが、国がつくっております公営住宅管理標準条例というものがありますので、こういうものを参考にしながらつくっているということです。それから、あと、ほかの契約書につきましては、やはりそういうものを参考にしながら、契約書という文言に置き換えているものということです。

○赤羽誠治委員 なので。その違いは何かということを聞きたいという、そういうことだったのですけれども、分かりますか。

○委員長 基になる法律という意味ですか。説明を明確にお願いします。

○建築住宅課長 これはもともと、基づく法律が異なっておりまして、市営住宅につきましては公営住宅法、それから、特定公共賃貸住宅につきましては特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律というものに基づいておりますので、そういうものを参考にやっているという状況です。あと、それに基づかないものにつきましても、特定優良賃貸住宅等に基づいてやっているものということです。

○委員長 よろしいですか。

○赤羽誠治委員 要するに、準則に基づいてつくった、そういうことの話ですか。

○建築住宅課長 おっしゃるとおりです。

○委員長 ほかにありますか。

○中村努委員 もう1回。そうすると、4月1日以降、さっきの保証人の関係なのですが、住んでいる人から見ると、保証人を必要とする人としないうと出てくるわけです。これ、住民同士の間で、そういう話題になったときに、何かすごく矛盾しているというように言われると思うのです。その辺は、十分、皆さんに納得いくように御説明はされるか、されないか、その辺教えてください。

○建築住宅課長 既に入居されている方には、各自治体もそうなのですが、特に説明はしないということで。今後、入居される方の入居要件として、今回改正をさせていただくので、そのときの要件ということで、新たな方に説明をしていくということになります。

○中村努委員 そうすると、今の住んでいる方は、保証人が必要なくなったということを知らない。知らせないと。何か、後から問題が出てきたときに、係争になるような気がするのです。現在、保証人が存命で、きちんと機能を果たしてらっしゃる方は、それでいいと思うのだけれど、いなくなってしまうと、形上は新たに選任してくださいという話になるのだけれど、それはどうしても選任しなければいけないということになるのですか。

○建築住宅課長 これは、先ほども申し上げましたけれども、それぞれの御事情はあると思いますので、状況をお聞きする中で、個別に判断をさせていただくということになります。

○委員長 今の答弁に関して。

○建築住宅課長 係長の方から御説明いたします。

○住宅担当係長 連帯保証人につきましては、契約書とは別に連帯保証人の届出という、変更になった場合に届出を出していただくということに今までなっております。その届出をもって、変更するということですので、もし、そのときに、どうしても見つからないということになりましたら、旧の条例でも、改正前の条例でも、特別な事情がある場合は、免除できるという、求めないことができるということが出来ますので、そういったことで、個々の事情応じて対応していきたいということです。

○中村努委員 難しい理解だと思うのですが、保証人が必要な人と必要でない人がいて、だけど、保証人になっている方が亡くなってしまった場合、その代わりになる人がどうしても見つからないという場合、当然、出てってくれとは言わないわけです。そうすると、そもそも、そういった方についても保証人が必要かどうかというのが理解できないのです。

○住宅担当係長 理解されないということですが、先ほど言いましたけれども、どうしても探されないという方、個別の判断と先ほど言いましたけれども、今回、あくまでも入居に際する規制の緩和ということでありまして、今、従前に入居されている方については、もう既に入っているということですので、今まで入居時については、保証人または連帯保証人を確保できていたということですので、そういったところで、4月1日以降ということです。何度もなりますけれども、どうしても連帯保証人が保証人を確保できない場合は、個々において判断していくということです。

○古畑秀夫委員 今回の改正は、条例の、これはこれで通していいと思うのですが、今までの部分の対応については、少し検討してもらわないと、さっきから中村委員が言っているように矛盾している。私もおかしいと思うもので、少し、それは対応の問題なものですから、検討はしてもらうようにして、これはこれで通していくようにしていかないと、これを幾らやっても、答弁が全然食い違っていて、私たち自身も、そのことを含めて今回の条例改正に納得しろといっても、おかしくなってしまうもので、そこは検討してもらうか何か。副市長、どうですか。

○副市長 やはり、従前の契約が成立しているとは言え、中村委員がおっしゃるように、保証人が死去等でいらっしやなくなったというケースの場合には、その時点で、さらに次の保証人を求めるというのには、少し、今回の条例改正に照らし合わせると、違和感を、私も正直、思います。再契約みたいなことにすれば、当然、新しい契約に準拠するということになると思いますので、その辺の手法論も含めまして、再度、私どもで検討いたしまして、なるべく住まわれている方に、不公平感とか違和感が生じないような条例に整理をしたいというように思いますので、よろしくお願いします。

○委員長 よろしいですか、今の件については。ほかにありますか。ほかには、結構ですか。いいですか。
ないので、質疑を終了します。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第8号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第8号塩尻市営住宅管理条例等の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第9号 塩尻市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

○委員長 次に、議案第9号塩尻市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。説明を求めます。

○上水道課長 それでは、議案第9号をお願いいたします。議案関係資料で御説明をいたします。資料の40ページをお願いいたします。1、提案理由につきましては生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の公布により一部改正される水道法が令和6年4月1日から施行されることに伴い、必要な改正を行うものです。

2の概要につきましては、従来水道事業につきましては厚生労働省が管轄を担ってきましたが、令和6年4月から国土交通省及び環境省に移管されることになり、それに伴い文言の一部を改めるものです。

41ページの新旧対照表をお願いいたします。本条例第4条（6）におきまして、現行の厚生労働大臣の登録を受けたものが行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者につきまして、厚生労働大臣の部分で国土交通大臣及び環境大臣と改正するものです。説明は以上です。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長 質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○中村努委員 一応確認です。厚生労働大臣の登録を今まで受けた方というのは、この法改正によって自動的に国土交通大臣と環境大臣の登録を受けたものに読み替えるということでしょうか。

○上水道課長 おっしゃるとおりです。

○委員長 ほかにありますか。よろしいですか。

ないので、質疑を終了します。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第9号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第9号塩尻市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第10号 塩尻市会計年度任用職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

○委員長 次に、議案第10号塩尻市会計年度任用職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

○総務人事課長 議案第10号ですけれども、こちらにつきましては議案関係資料で説明をさせていただきます。議案関係資料42ページをお願いいたします。1の提案理由、2の概要につきましては、新たに会計年度任用職員に勤勉手当を支給することが可能となる地方自治法の一部を改正する法律が令和6年4月1日に施行されることに伴いまして、必要な改正をするものです。

これによりまして月額給の、例えば保育士ですと期末勤勉手当の支給率は現在の3.0月から3.45月に、その他の月額給の会計年度任用職員は2.0月から3.0月へ、支給対象となる時給の会計年度任用職員につきましては10万円の2月から3月に変わります。

4の条例の施行等については令和6年4月1日から施行するものです。

3の新旧対照表につきましては43ページをお願いいたします。塩尻市会計年度任用職員の給与等に関する条例新旧対照表（第1条関係）ですが、改正案の第2条で新たに会計年度任用職員に対し給与の種類に勤勉手当を加えたものです。改正案の第7条は文言の整理及び次ページで保育士の期末手当支給率を変更したものです。44、45ページの改正案では、新たに第7条の2を追加し、具体的な勤勉手当の支給率を定めたものです。

47、48ページの第2条関係につきましては企業職員関係になりますが、ここでは水道事業部の会計年度任用職員となります。こちらにつきましても第1条関係と同様に会計年度任用職員に対して給与の種類に勤勉手当を加えたものです。

49ページの第3条関係では会計年度任用職員の育児休業職員に係る規定を整備するものです。説明は以上となります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○委員長 質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。よろしいですか。

私から1点お願いします。パートタイムと非常勤の場合にいわゆる年収の壁というのがありますね。103万、106万、130万円という。勤勉手当を上げたり時給を上げたりすることによってこれに触れた場合、壁を超える場合には実質収入が減る方が出てくるのではないかと思いますのですけれど、こういう調整というのはどのように行うのでしょうか。

○総務人事課長 実はやはり103万円とかという壁がありまして、それに皆さん近づくような形で最終的にはお勤めいただくようになるので金額は上がりますが勤務時間が減っていきます。それで調整をされているという方が非常に多い状況ですので、その関係でやはり会計年度任用職員の働く時間が短くなる。そうすると、また雇用をしていくというような、そんな状況です。

○委員長 雇用で人手不足を補っていくということですか。

○総務人事課長 はい。

○委員長 ほかにありますか。

○中村努委員 こういう制度なのでそういうことなのですが、これは特に女性だと思うのですが、女性の社会進出を促すという意味合いが強いと思うのです。一般企業でそういうことが自主的に時間調整をされている工夫をされるというのはいいと思うのだけれど、行政としてそういうのを促すみたいなことというのはちょっとどうなのだろうかという気はするのです。実態はよく分かるのですが、ちょっと趣旨が逆行しているのではという気がします、その辺のお考えはいかがですか。

○総務人事課長 中には子育てとかがある関係でどうしても時間を短く働きたいという方もいらっしゃいます。

そういったニーズには応えられているのかなと思っております。それ以外に本当に働きたいという方につきましてはフルタイムに近い形で働くということで期末勤勉手当を支給、月額給も他の市町村よりも比較的高い水準で私どもは支給しておりますので、そういったところでそれぞれの働き方に合った形を提供しているというふうに感じております。

○委員長 ほかにありますか。よろしいですか。

ないので、質疑を終了します。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第 10 号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第 10 号塩尻市会計年度任用職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第 21 号 財産の処分について

○委員長 次に、議案第 21 号財産の処分についてを議題といたします。説明を求めます。

○産業政策課長 それでは、議案関係資料の 148 ページをお願いいたします。提案理由としまして今泉南テクノヒルズ産業団地の土地を処分することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものです。なお、条例では議会の議決に付すべき財産の処分は予定価格 2,000 万円以上の不動産の売り払いで、土地につきましては 1 件 5,000 平米以上のものに限っておりますが、今泉南テクノヒルズ産業団地の売り払いは 1 つの土地とみなし、平成 13 年の販売当初から大小に関わらず処分案件を議会に諮ってまいりましたので今回も同様に上程させていただきました。

2 の概要についてですが今泉南テクノヒルズ産業団地で平成 16 年から市が貸し付けている 5 番区画、次の 149 ページを御覧ください。ここで操業しております株式会社ランテックプランナーから土地の購入希望がありましたので今回売却するものです。売却面積は 2,950.94 平米で売却金額につきましては当時の分譲価格 6,574 万円に対し、これまでランテックプランナーが塩尻市に 20 年間で 2,230 万 9,342 円の賃料を支払っておりますので、その差額 4,343 万 658 円を売却金額としております。

なお、令和 4 年 10 月臨時議会で今回同様に売却した案件があります。今回も同様の方式で売却金額を算出しています。また、参考までに今泉南テクノヒルズ産業団地の立地状況ですが、全体の分譲予定面積に対し今回の処分で約 68%が売却済みとなり、事業用借地は 6 区画 3 万 1,925.95 平米となります。私からの説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○青木博文委員 この団地の件なのですが、③私もしょっちゅう地元ですので訪問するのですが、③約 2 ヘクタールぐらい空いている。長い間空いていますがこの辺についてはどんなお考えですか。これは会社の方が持って

いるのですが。

○産業振興事業部長（産業政策・先端産業振興・観光担当） 当時分譲、私関わっておりまして、アイパワークスさんと契約をした担当で引き続き今ここを関わらせていただいております。結論から言いますとアイパワークスさんはまだこの土地利用について構想を持っているということです。市としてはそちらのほうを早急に実現していただきたいということを毎年言っている状況です。以上です。

○青木博文委員 ありがとうございます。

○委員長 ほかにありますか。よろしいですか。

ないので、質疑を終了します。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第 21 号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第 21 号財産の処分については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第 22 号 市道路線の認定について

○委員長 次に、議案第 22 号市道路線の認定ついてを議題といたします。説明を求めます。

○建設課長 それでは、議案関係資料 150 ページからの議案第 22 号市道路線の認定についてお願いいたします。提案の理由ですけれども、市道路線の認定について、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものです。

概要につきましては 5 路線を新たに認定するものです。認定する路線、1 つ目ですけれども、路線番号 3594、芝茶屋 16 号線です。場所については 151 ページを御覧いただきたいと思います。日の出保育園の北側、高原通りにある桔梗ヶ原簡易郵便局から東に入ってきたところですが、こちらにつきましては民間の開発事業で 5 区画の宅地造成があり、それに伴い築造された道路です。150 ページにありますとおり、延長 42 メートル、幅員は 6 メートルです。

続いて認定する路線は、路線番号 3595、高出 35 号の 2 線と路線番号 3596、高出 35 号の 3 線です。場所は先ほどと同様に 151 ページにありますけれども、国道 19 号沿いの焼き肉の楽園の西側付近になります。こちらも民間の開発事業で 12 区画の宅地造成がありましたので、それに伴い築造された道路です。内容につきましては 150 ページにありますとおり、高出 35 号の 2 線については延長 56 メートル、35 号の 3 線については延長 47 メートル、幅員はいずれも 6 メートルの道路です。

続いて認定する路線は、路線番号 4264、高出 41 号線と路線番号 4265、高出 42 号線です。場所につきましては 152 ページをお願いいたします。こちらは市の土地開発公社が 19 区画の宅地造成を行いました、それに伴い築造された道路です。150 ページにありますとおり、高出 41 号線については延長 99 メートル、高出 42 号線につい

ては延長 78 メートル、幅員はいずれも 6 メートルの道路です。

以上、5 路線の認定をお願いするものですが、参考といたしまして 150 ページの下段にありますとおり、今回認定することによって市道路線数は 5 路線増の 2,561 路線、総延長距離は 322 メートル増の 89 万 9,208 メートルになります。以上、御審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。よろしいですか。

ないので、質疑を終了します。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第 22 号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第 22 号市道路線の認定については全員一致をもって可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託された審査は全て終了いたしました。なお、当委員会の審査結果報告書及び委員長報告につきましては、委員長に御一任願いたいですが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

最後に、理事者から挨拶があればお願いいたします。

理事者挨拶

○副市長 本日は、御提案を申し上げておりました議案につきまして御審査を賜り、全ての議案に対しまして原案のとおりお認めいただきまして、誠にありがとうございました。なお、議案第 8 号塩尻市営住宅管理条例等の一部を改正する条例の従前の契約者の保証人及び連帯保証人の取扱いに関しましては速やかに検討を行いまして 19 日の委員長報告までに御報告を申し上げたいというふうに思いますのでよろしくお願いいたします。私からは以上です。

○委員長 ありがとうございました。以上をもちまして、3 月定例会総務産業常任委員会を閉会といたします。お疲れさまでした。

午前 11 時 36 分 閉会

令和 6 年 3 月 7 日（木）

委員会条例第 29 条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務産業常任委員会委員長

小澤 彰一 印